

福祉部局及びダム管理者の大規模 氾濫減災協議会への参画について

福祉部局及びダム管理者の大規模氾濫減災協議会への参画について

概要

- ・ 「**水防災意識社会**」の再構築に向けた緊急行動計画の改定により、**市町村の高齢者福祉部局**や**ダムの管理者**が**構成員として参画**する事となった。
- ・ 緊急行動計画の改定では、洪水のみならず複合的な災害による人的被害・経済被害の軽減のための対策と連携を強化するため、**取り組むべき項目が拡充**されている。
- ・ 市町村の高齢者福祉部局との連携・調整を図り、**要配慮者利用施設の避難確保計画作成及び訓練を実施**する。
- ・ ダム管理者との連携・調整を図り、**より効果的なダムの操作や有効活用の方策、ダムの操作に関わるより有効な情報提供の充実等**を一体的に推進する。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定

出典：「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定(国水河計第78号)

実施する施策	これまでの取組(2018年12月まで)	目標 (2019出水期)	目標 (今後の取組)
・大規模氾濫減災協議会等の設置	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正水防法に基づき、河川管理者、都道府県、市町村等からなる協議会へ移行、又は新たに設置しハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進。 <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2016年度までにすべての河川を対象に「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を設置し、取組内容を「地域の取組方針」としてとりまとめ。 ・2018年12月までに、改正水防法に基づく128協議会を設置済。 <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年12月までに、改正水防法に基づく267協議会を設置済。 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域で発生する災害の状況や高齢者の被災リスク等を踏まえ、必要に応じて、協議会の構成員に利水ダムの管理者、市町村の高齢者福祉部局を追加。 ・大規模氾濫減災協議会にメディア連携分科会を設置するなど、メディア連携のための協議会を設け、地域の取り組みを推進。 <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正水防法に基づく協議会への移行が完了していない協議会は、速やかに移行。「地域の取組方針」未作成の協議会は、速やかにとりまとめ。 <p>【砂防】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害への防災体制、防災意識の啓発などに関する先進的な取り組みを共有するための連絡会を設置し、既設協議会等との連携強化。 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成員の変更が生じた場合等、適宜、「地域の取組方針」を見直し。 ・協議会等を適宜開催して取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の見直し。 ・協議会等の場を活用して取組内容等についてホームページ等で公表。 ・引き続き、協議会で関係機関の取組をフォローアップし、ハード・ソフト対策を推進。 <p>【砂防】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡会の設置を進めるとともに、連絡会において、防災体制、防災意識の啓発、避難訓練等について取組方針とりまとめ。

「大規模氾濫減災協議会」の運用

出典：水防法第15条の9及び第15条の10に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について

都道府県大規模氾濫減災協議会の構成員

カ 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長その他の都道府県知事が必要と認める者

その他の都道府県知事が必要と認める者については、協議会毎に実施すべき取組内容等を踏まえ、地域の実情等に鑑みて決定することとなるが、例えば、以下の者が想定される。

- ・下流域に情報提供が必要なダム管理者(利水ダムを含む)
- ・高齢者に対して避難行動の理解を促すことができる地域包括支援センター等

また、都道府県大規模氾濫減災協議会には、大規模氾濫減災協議会の取組状況に関する情報提供等の技術的な助言や、災害時の広域的な協力等を求めるため、都道府県知事は地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長に参画を求めることが望ましい。この場合、地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長は河川事務所長等を参画させるものとする。

なお、当該河川の存する**市町村の長**は当該対象河川沿川の高齢者の避難等も含め、地域の防災事務を担う立場であることから、協議会の場で十分な議論ができるよう、**高齢者福祉部局と連携し、適切に対応**されたい。

福祉部局が関係する緊急行動計画の取組項目

- ① 要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施
- ② 共助の仕組みの強化

ダム管理者が関係する緊急行動計画の取組項目

- ① 防災施設の機能に関する情報提供の充実
- ② ダム放流情報を活用した避難体系の確立
- ③ 浸水想定区域の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等
- ④ 洪水予測や水位情報の提供の強化
- ⑤ ダム等の洪水調節機能の向上・確保

※取組方針への反映有無については今後要協議。